



くれ

846号

2018年10月16日

郵政産業労働者ユニオン
呉支部発行

←中国地本HPへ
PC・スマホ等から
この情報が閲覧可！

メールはこちら→



年賀戦線異状あり 災害と各種手当について

1、災害と勤務の扱い等

広島県・岡山県・愛媛県に甚大な被害をもたらした7月豪雨災害以降も、京阪神を直撃した台風21号、そして北海道地震と、大規模な自然災害が相次いで発生している。

郵便局の仕事は地域密着なので、自然災害と背中合わせで働いている。

同時にライフラインでもあるので、災害救援・復興の一翼を担っている。

当然ながら地域社会が災害の被害を受ける事は、郵便局労働者の住宅や生活にも大きな被害を受けることになる。

こうした場合の社員の勤務や生活支援はどの様になっているのか、北海道地震について、ユニオン中央部の郵政グループとの中央交渉で、以下の内容の回答を受けたので、紹介する。

北海道地震についての扱い、とはなっているが、今後の自然災害には同じ

内容が適用されると思われる。

また、適用されるように取り組んでいく必要がある。

2、各種手当 全社員

非常災害復旧作業手当

1日につき650円若しくは400円を支給する。

支給要件 社員が風水震

火災による非常事故により破壊された会社施設の

応急的な修理、又は回復作業に従事（瓦礫の撤去等も含む）した時に支給

650円…生命、身体

に危害を受けあるいは疫病に感染する恐れがある状況下において、作業に従

事した時

400円…上記ほどではないが、相当の苦痛、又は困難を伴う状況において作業に従事した時

*当該作業に従事した時間が4時間に満たない場合は、100分の60を支給

3、被災した社員への社宅貸与の特例

北海道支社エリアにおいて、今回の地震で被災した社員で、現に居住していた住居が半壊する等により居住する事が出来なくなった社員的生活および経済的な負担に対する救済措置として、社宅を提供する。

① 緊急社宅貸与

貸与がやむを得ないと認められる場合、希望する者に社宅を貸与する

② 社宅寮等

入居後最長6か月間は無償とする

4、7月豪雨の被災した方には共済から見舞金を支給

郵政共済組合には、水害地震、火災等の非常災害等（※1）に遭った場合に受けられる支援制度がある。

7月豪雨災害で被災された共済組合員も支給の対象になる。

支給対象・支給額は次の通り。請求手続きは共済組合のHPに記載されているので確認してほしい。

全社員（期間社員を含む）	
ケース	社員の勤務・休暇の扱い
現住宅が消滅・破壊された社員	特休（有給）1週間の範囲で所属長が必要と認める期間
交通遮断により、出勤が不可能な場合	特休（有給）都度、所属長が必要と認める期間
事務又は事業の運営上の必要に基づく業務の全部又は一部の停止	特休（有給）都度、所属長が必要と認める期間
ケース	通勤・宿泊関係
交通遮断により、通常使用している交通機関が使用不可能であり、通常とは異なる経路・方法により通勤のうえ、出勤等した場合	所属長が、必要最小限の迂回等のためにやむを得ないと認める場合、交通実費を会社が支払う
交通遮断により、帰宅が困難等になった場合、翌日の勤務のため、近隣宿泊施設に宿泊させた場合	真にやむを得ず、社員を近隣施設に宿泊させざるを得ない場合に宿泊料実費を会社が支払う



【再開した小屋浦郵便局】

制度名	どんな時	具体的な内容
災害見舞金	非常災害により、 <u>組合員又はその被扶養者が、住居や家財に損害を受けた時</u>	申請に基づき、損害の程度（※2）に応じて、標準報酬月額0.5～3か月分を支給
災害貸付	非常災害により、 ●組合員又はその被扶養者 ●組合員の被扶養者以外で次のご家族【配偶者、子、父母、配偶者の父母】が居住する住居や家財が損害を受けた時	組合員期間が6か月以上ある方を対象に、修繕費用等の貸付けを受けることができる ●貸付限度額 …380万円 ●貸付利息 …年利2.96% ●弁済期間 …120か月以内
弔慰金	非常災害により、 <u>組合員本人</u> が亡くなった時	ご遺族に標準報酬月額1か月分を支給
家族弔慰金	非常災害により、 <u>被扶養者</u> が亡くなった時	標準報酬月額70/100相当額を支給
埋葬料・家族埋葬料	組合員が業務以外で亡くなった時又は被扶養者が亡くなった時	最高5万円の埋葬料を支給 ※非常災害以外の死亡を含む

※1 主として天災を指し、火事等の人為的災害も含まれますが、盗難は該当しない

※2 損害の程度は、住居、家財の現在価格になおして判定。また、住居又は家財の1/3以上が焼失、または滅失した時に支給（1/3未満は含まれない）。ただし、故意又は重過失に起因する場合は除く

年賀販売指標とガイドラインの廃止！

まもなく11月を迎える。という事は来年の年賀状の販売が始まる事を意味する。

東京オリンピック寄付金付年賀は既に先行販売が始まっているが、特に集配の労働者にとっては、憂鬱な日々が始まる事を意味するのだが、今年は少し様子が違う。

既に郵政本社は、ユニオン中央本部との8月の交渉で、来年の年賀営業については、販売方針の策定・販売指標の設定について抜本的な見直しを行う、と示した。

ちなみに、近年の減少傾向を考慮して、販売枚数を前年比8%減の24億通に抑えたそうだから、賢明な判断だろう。

① 販売枚数指標は設定しない
他の商品と併せての収入目標を設定する

② 個人対象の販売からビジネス年賀（DM、タウンメール等）の取り組みを強化する

③ 年賀販売に係るガイドラインは設定しない

④ 買い取りの禁止や行き過ぎた営業指導の禁止等、適正営業推進を図る

指標と言う名のノルマの設定を行わない方針である事を表明した。

ノルマは、未達成の場合はペナルティが付いているが、郵便営業にはそれが無いので、ノルマではなく営業目標、あるいは指標であると会社は説明してきた。

確かに営業指標を達成しなくても処分が発令されるわけではない。

しかし、人事評価に反映して、賃金に影響する。正社員の場合は、人事評価の「お客様志向の業務を行っている」の項目が△評価になる。

理由は「お客様は郵便商品の購入を求めており、営業をしないのは、その期待に応えていない」と言うのである。

期間社員の場合は、10項目全部〇で時給が10

円アップする基礎評価の「上司の指示を理解している」の項目が△評価になる。

ほとんどヤクザの言いがかりの様な理屈で、営業目標の達成か否かが人事評価に反映して賃金にも影響する。

故に会社の説明とは裏腹に指標は事実上のノルマになってきた。

こうした指標数値はエスカレートし、一昨年の集配正社員の場合、年賀販売指標1万枚というところでもない数だった。

昨年は個人指標を止めてチーム（班）指標に変えたが、人数で割ると同様の数値だった。

郵便部の場合は、そもそもお客様と接する機会が多いので、指標は設定されていない。

それでも「何枚年賀が必要ですか」と聞いて回っていた。言外に友人や親戚に売れとのニュアンスを感じた。

こうした社員を悩ませた目標枚数、指標の設定を止める、という。

併せて時期の節目での販売指標を設定したガイドラインの設定も止める、というから管理者もやれやれというところだろう。

訂正のお詫び
前号でレターパックも販売金額に計上されると記載しましたが、レターパックは別に指標があり、販売金額に含まれません。

今後の予定

- 10月27日(土)
第29回広島県労協総会
東区地域福祉センター
- 11月3日(土)
九州地本合同レク
博多スターレーン
- 11月13日(火) 17:00～
第3回呉支部執行委員会
支部事務所

次号は10月30日予定